

3  
2024

# けんぽ通信



2024年3月号  
発行：全国健康保険協会新潟支部  
編集：企画総務グループ

## 令和6年3月分(4月納付分)保険料から料率が変わります！

令和6年度も新潟支部の保険料率は「**全国で最も低い保険料率**」です！

新潟支部 健康保険料率

**9.35%**

(全国平均 10.00%)

令和6年2月分(3月納付分)までは9.33%

介護保険料率(全国一律)

**1.60%**

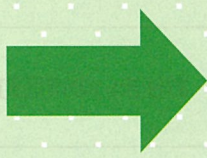
令和6年2月分(3月納付分)までは1.82%

・40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

### 健康保険料率は、皆様の取り組みでかわります！

「インセンティブ(報奨金)制度」において、以下の項目が全国でランキング付けされ、上位15支部に報奨金が付与(保険料が下がる)されます(結果は2年後の保険料率に反映)。

1. 特定健診等の実施率
2. 特定保健指導の実施率
3. 特定保健指導対象者の減少率
4. 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する方の医療機関受診率
5. ジェネリック医薬品の使用割合



インセンティブ制度  
全国支部別ランキング

令和4年度結果  
新潟支部は全国 **第10位**  
保険料率  $\Delta$ 0.02%

インセンティブにより0.02%マイナスとなり、保険料率が9.35%となりました。

●お問い合わせ先 企画総務グループ

## 令和6年度 健康診断が始まります！



**被保険者様** 令和6年3月下旬に生活習慣病予防健診に関するお知らせを事業所様へお送りします。自分のため、ご家族のため、一年に一度は健診を受診しましょう。



### 生活習慣病予防健診

対象年齢	35歳～74歳
自己負担額	5,282円以内
持ち物	保険証・自己負担額

がん検診も含まれます！

### 被扶養者様の健診案内について

被扶養者様の健診案内は、令和6年4月上旬に被保険者様のご自宅宛にお送りします。



▶ **ご希望の健診実施機関へ、直接ご予約ください！**

※協会けんぽへのお申し込みは不要です。



●お問い合わせ先 保健グループ



全国健康保険協会 新潟支部  
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

スマートフォンから！



2024年12月2日に保険証は廃止されます **今から使おう！マイナ保険証**

マイナンバーカードで受診するメリット

**安心** よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

**便利** 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。



マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。

厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



退職後の**保険証の切り替え手続き**をお忘れなく！

退職後の健康保険を以下の3つから選択し、お手続きください。

制度	任意継続 (在職時に加入していた保険制度に継続加入)	国民健康保険	ご家族の健康保険の 被扶養者
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村役場	ご家族の勤務先
加入条件	下記条件①②を満たす場合 ①退職日まで被保険者期間が継続して2か月以上ある ②退職日の翌日から20日以内に協会けんぽに必着するように申請書を提出する	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	健康保険の扶養条件を満たしていること ※ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	退職前に給与控除されていた健康保険料の2倍(事業主負担分も負担) ※退職時の標準報酬月額(上限30万円)×保険料率で計算されます。		扶養家族の方は原則として保険料がかかりません。

※在職時に加入していた健康保険が協会けんぽ以外(健康保険組合等)の方が任意継続保険への加入を希望される場合、手続き方法等の詳細については在職時に加入していた保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

任意継続被保険者資格取得申出書に退職日(資格喪失日)が確認できる証明書を添付することで保険証の交付が早くなります！

退職日の確認ができる書類 ①もしくは②のいずれか

- ①退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、健康保険被保険者資格喪失届写し等、事業主または公的機関が作成した資格喪失の事実が確認できる書類
- ②任意継続被保険者資格取得申出書の健康保険資格喪失証明欄(事業主記入用)に事業主さまにて記載



**退職後、保険証は必ずご返却ください。**

保険証を使用できるのは**退職日まで**です。

退職日の翌日以降に誤って保険証を使ってしまうと、協会けんぽが負担している7~8割分の医療費をお返しいただくことになります。